

令和 7 年度

町立富来病院看護師等修学資金 貸 付 要 綱

- 1. 制度の目的・・・1
- 2. 貸 与 ・・・1
- 3. 返 還 ・・・4
- 4. 異 動 ・・・6

町立富来病院

〔１〕 制度の目的

この制度は町立富来病院に勤務する薬剤師、保健師、助産師又は看護師（以下「看護師等」と総称する。）の確保を目的としています。看護師等養成施設に在学中に修学資金を貸与し、卒業後、直ちに当病院において看護師等としてその業務に従事するなど、一定の要件を満たせば当該貸付金の返還を免除するものです。

〔２〕 貸 与

１．応募資格

- ① 看護師等養成施設卒業後、町立富来病院に看護師等として従事しようとする方
- ② 看護師等養成施設に在学する方
- ③ 昭和６０年４月２日以降に生まれた方

※ 住所、所得などによる制限はありません。

２．貸 与 額

月 １３０，０００円 以内

３．貸与期間

養成施設の正規の修業年限

４．募集人員

新規募集：３名程度

※ 毎年、募集要項で確認してください。

５．募集期間

通年募集

6. 申込み手続き

「看護師等修学資金貸与申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて申し込んでください。

- ・ 養成施設長の推薦書
- ・ 養成施設の成績証明書（修学年数が1年に満たない場合には、卒業した高等学校の成績証明書）
- ・ 本人、保護者の世帯全員の住民票（本籍等省略しないもの）
- ・ 誓約書（様式第7号）

誓約書について

保護者：親族（親権者等）

保証人：成人であって独立して生計を営む方（申請者と生計を同一する者でない者）で申請者と連帯して債務を負担する能力のある者

また、保護者、保証人とも印鑑証明が必要です。

《提出先》

〒925-0446

石川県羽咋郡志賀町富来地頭町7-110-1

町立富来病院 修学資金担当

7. 貸与の決定について

- ① 申請者から「看護師等修学資金貸与申請書」の提出があった後、審査委員会で書類審査を行う。
- ② 貸与が決定した場合、申請者（修学生という。）に「看護師等修学資金貸与決定通知書」（様式第6号）を送付する。
- ③ 申請者は交付決定通知書を受け取った後、次の書類を提出する。
 - ・ 修学資金振込口座届（様式第8号）
- ④ 町長と修学資金の貸与に関する契約を締結する。

8. 交 付

修学資金は、契約締結の日の属する月から、在学する養成施設の正規の修業年限まで毎月交付します。

ただし、毎年4月は、下記「修学生現況届」を提出いただき、受理後、4・5月分の2か月分を5月に交付します。

9. 現 況 届

修学生は、毎年4月に「修学生現況届」（様式第2号）を町長に提出してください。

- ・ 添付書類：在学証明書

10. 貸与の取消し

修学生が以下の事項のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すものとします。

- ① 退学したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 貸与の辞退を申し出たとき
- ④ 卒業する見込みがないと認められたとき

※修学資金の貸与を取り消されたときには、修学資金の返還が必要となります。

〔3〕返 還

1. 返還について

以下の事項に該当する事となった場合には、該当することとなった日の属する翌月から返還しなければなりません。

- ①修学資金の貸与を取り消されたとき
- ②養成施設を卒業してから、1年以内に免許を取得できなかったとき
- ③看護師等の免許を受けた後、直ちに町立富来病院の看護師等にならなかったとき
- ④ 町立富来病院の看護師等でなくなったとき

※「看護師等修学資金返還届出書」（様式第3号）を提出し、貸与を受けた期間の2倍以内の期間で返還を行うこととなります。

2. 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が次の各号に該当するときは、その事由が継続する期間、返還が一時猶予されます。

- ①修学資金の貸与終了後、引き続いて大学又は大学院に在学しているとき
- ②災害、疾病など、町長がやむを得ないと認めたとき

※「看護師等修学資金返還猶予申請書」（様式第4号）を提出していただきます。

・添付書類：理由を証する書類（診断書、大学院在学証明書など）

3. 返還の免除

(1) 次の各号に該当するときは、修学資金の返還が全額免除になります。

- ①免許取得後、直ちに町立富来病院の看護師等となり、薬剤師については7年以上、保健師、助産師又は看護師については5年以上勤務した場合
- ②町立富来病院に勤務後、業務上の理由により死亡又は退職した場合

(2) 次の各号に該当するときは、修学資金の返還が一部免除となります。

① 町立富来病院に勤務した期間が1年以上ある場合

(薬剤師は7年未満、保健師、助産師又は看護師は5年未満)

② 死亡したとき

③ 心身の障害等により返還が困難となったとき

4. 免除の申請

修学資金の返還の免除を受けようとする場合は、免除の事由が生じた日から起算して1か月以内に「看護師等修学資金返還債務（全部・一部）免除申請書」（様式第5号）を提出してください。

添付書類

- ・ 看護師等免許証の写し
 - ・ 心身の故障を証明する医師の診断書など
- 事由によって必要な書類を添付してください。

〔４〕異 動

１．異動の届出

養成施設に在学中、次の事項に該当することとなった場合には直ちにその旨を届け出てください。

- ①氏名又は住所を変更したとき
- ②休学し、復学し、退学し、卒業したとき
- ③死亡したとき
- ④保証人の氏名、住所に変更があったとき
- ⑤保証人が死亡し、又は破産手続きの開始が決定したとき
- ⑥就職したとき

問合せ先

〒 9 2 5 - 0 4 4 6

石川県羽咋郡志賀町富来地頭町 7 - 1 1 0 - 1

町立富来病院 修学資金担当

Tel 0 7 6 7 - 4 2 - 1 1 2 2

Fax 0 7 6 7 - 4 2 - 0 1 9 7

メール togi-hospital@town.shika.lg.jp

※ 問合せは平日の午前 9 時から午後 5 時までをお願いします。

（なお、第 1、3、5 木曜日の午後はお休みです。）